

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度実施要綱

令和 6 年 3 月 26 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号。以下「条例」という。）第 13 条第 2 項に規定する支援として、神奈川県（以下「県」という。）が、脱炭素化に向けて意欲ある中小企業等を認証、周知等することにより、県内の中小企業等の脱炭素化の取組を後押しする「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度」に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 中小企業等

次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除いたもの

(ア) 同一の大企業（中小企業者以外の者をいう。以下この号において同じ。）が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を所有していること。

(イ) 大企業が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を所有していること。

(ウ) 大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の 2 分の 1 以上を兼務していること。

イ 学校法人

ウ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

エ 医療法人

オ 社会福祉法人

カ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体

キ アからカに掲げる者に準ずるものとして知事が適当と認める者

(2) 中小規模事業者

条例第 11 条第 3 項に規定する中小規模事業者（条例第 53 条第 2 項の規定に基づき、条例の条の規定の適用を除外することとした市町村の区域にのみ工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）を所有する中小規模事業者を含む。）をいう。

(3) 中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書

条例第 11 条第 3 項に規定する中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書をいう。

(認証の要件)

第 3 条 知事の認証を受けることができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 中小企業等であること。
- (2) 中小規模事業者であること。
- (3) 県内に工場等を所有していること。
- (4) 県内における事業活動を 2050 年までに脱炭素化することを宣言していること。
- (5) 認証を受けようとする期間に関する中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を知事に提出し、受理されていること。
- (6) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。

以下この号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団

イ 役員等（認証を受けようとする者が個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる事業者

ウ 暴力団又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する事業者

エ 暴力団又は暴力団員等に対して、利益供与をしている事業者又は事業の委託、請負などの契約関係にある事業者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる事業者

カ 次条に規定する認証の申請の日から起算して 3 年以内に、環境関係法令又は環境関係条例に係る規定に違反し、行政処分又は刑罰を受けている者

(申請の手続き)

第 4 条 新たに知事の認証を受けようとする者（以下第 5 条において「申請者」という。）は、次の各号に定める関係書類を知事に提出するものとする。

- (1) かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証新規申請書（様式第 1－1 号。第 6 条第 1 項において「新規申請書」という。）

- (2) その他知事が必要と認める書類

2 知事の認証の更新を受けようとする者は、次の各号に定める関係書類を知事に提出するものとする。

- (1) かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証更新申請書（様式第 1－2 号。第 6 条第 2 項において「更新申請書」という。）

- (2) その他知事が必要と認める書類

(認証の決定等)

第5条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、認証の可否について審査し、当該申請者が第3条に規定する要件を満たすと認められた場合に、当該申請者に対して、「かながわ脱炭素チャレンジャー認証書」(様式第2号。以下「認証書」という。)を交付するものとする。

2 知事は、前項の規定による審査の結果、当該申請者が第3条に規定する認証の要件を満たさないと認められたときは、当該申請者に対して、その理由を付して通知するものとする。

3 知事は、必要に応じて、第1項の規定により知事の認証を受けた者(通称「かながわ脱炭素チャレンジャー」。以下「認証事業者」という。)又は前条に規定する申請者が、第3条第6号に規定する要件のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、あらかじめ当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(認証の有効期間)

第6条 第4条第1項に規定する新規申請書の提出があった場合における認証の有効期間は、知事が前条第1項に規定する認証書を交付した日から第3条第5号に規定する中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書の計画期間の最終年度の翌年度の9月30日までとする。

2 第4条第2項に規定する更新申請書の提出があった場合における認証の有効期間は、従前の認証の有効期間の満了の日の翌日から第3条第5号に規定する中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書の計画期間の最終年度の翌年度の9月30日までとする。

3 前項の場合において、従前の認証の有効期間の満了の日までに当該申請に対する認証審査の措置がなされないときは、従前の認証は、当該有効期間満了後もその措置がなされるまでの間、なおその効力を有する。

(認証内容の変更)

第7条 認証事業者は、氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地を変更したときは、速やかに、「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証変更届出書」(様式第3号)その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

(認証の取下げ)

第8条 認証事業者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかに、「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証取下げ書」(様式第4号)その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

(1) 認証に係る中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に記載された計画を中止したとき又は当該中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に記載され

た事業を廃止若しくは休止したとき

(2) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき

(認証の取消し)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認証事業者の認証を取り消すことができる。

(1) 認証事業者が第3条に規定する要件を満たさなくなったことを確認したとき

(2) 認証事業者が虚偽の内容により第5条第1項に規定する認証書の交付を受けたことを確認したとき

(3) 認証事業者が第6条に規定する認証の有効期間内において、条例第14条第2項に規定する中小規模事業者用実績報告書を神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成21年神奈川県規則第73号）で定めるところによらず提出しなかったとき

2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該認証事業者に対して、その旨を書面で通知するものとする。

3 第1項の規定により認証を取り消された者は、取消し後において、第3条に規定する認証要件を満たした場合は、改めて第4条第1項の申請をすることができる。

(認証事業者に対する支援)

第10条 知事は、認証事業者の情報を県ホームページ等により公表し、広く周知するものとする。

2 知事は、認証事業者に対し、脱炭素化の取組の推進に関し必要な情報、技術的助言、その他必要な支援等を提供するよう努めるものとする。

(認証に関する調査等)

第11条 知事は、認証事業者に対し、認証に関する事項について、必要な調査を行うことができる。

2 知事は、前項の規定による調査を行うために必要な範囲において、認証事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による調査を行うために必要な範囲において、認証事業者が設置し、又は管理している工場等において実地に調査を行う必要があるときは、当該工場等への立入について、当該認証事業者に協力を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 5 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 7 月 19 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年度に改正前のかながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度実施要綱（以下「旧要綱」という。）第 5 条第 1 項に規定する認証書の交付を受けた認証事業者にあつては、当該認証の有効期間における改正後の要綱（第 6 条から第 9 条までに限る。）の適用については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱第 2 条第 3 号に規定する事業活動温暖化対策計画書を知事に提出している中小規模事業者が、この要綱の施行の日以後に、当該事業活動温暖化対策計画書に関して知事の認証を受けようとする場合にあつては、この要綱の規定（第 6 条を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証新規申請書

年 月 日

神奈川県知事 様

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者役職・氏名

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度実施要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

業種分類 (該当するものに○を記入)	製造業その他		小売業	
	卸売業		サービス業	
資本金の額又は出資の総額	万円			
常時使用する従業員の数 (該当するものに○を記入)	0～ 20 人		101～ 300 人	
	21～ 50 人		301～1,000 人	
	51～100 人		1,001 人～	
前年度における原油換算 エネルギー使用量の合計量	kL		前年度末における対象自動車 の使用台数	台
県内の主たる 工場等	名 称			
	郵便番号			
	所 在 地			
県内における事業活動の 脱炭素化目標	県内における事業活動を 20 年までに脱炭素化することを目指して自主的かつ計画的に取り組むことを宣言します。			
認証を受けようとする期間に 関する中小規模事業者用事業 活動温暖化対策計画書	提出 年月日	年 月 日	計画期間	～ 年度 年度
欠格要件への該当性等 (右欄に○を記入)	・かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度実施要綱第 3 条第 6 号に掲げる欠格要件のいずれにも該当しません。 ・また、県から、同要件に該当しないことを確認するため、役員等名簿の情報提供を求められた場合は、直ちに応じることを誓約します。 ・さらに、同要綱第 9 条の規定に基づき、県から認証の取消しを受けた場合も、異議は一切申し立てません。			
担当者連絡 先	所 属		氏 名	
	郵便番号		TEL	
	所属所在地		E-mail	

様式第 1 - 2 号（第 4 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証更新申請書

年 月 日

神奈川県知事 様

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者役職・氏名

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度実施要綱第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

直近の認証書交付年月日等		認証書 交付年月日	年 月 日	認証番号	第 号
業種分類 (該当するものに○を記入)		製造業その他		小売業	
		卸売業		サービス業	
資本金の額又は出資の総額		万円			
常時使用する従業員の数 (該当するものに○を記入)		0～ 20 人		101～ 300 人	
		21～ 50 人		301～1,000 人	
		51～100 人		1,001 人～	
前年度における原油換算 エネルギー使用量の合計量		kL		前年度末における対象自動車 の使用台数	
県内の主たる 工場等	名 称				
	郵便番号				
	所 在 地				
県内における事業活動の 脱炭素化目標		県内における事業活動を 20 年までに脱炭素化することを目 指して自主的かつ計画的に取り組むことを宣言します。			
認証の更新を受けようとす る期間に関する中小規模事 業者用事業活動温暖化対策 計画書		提出年月日	年 月 日	計画期間	年度 ～ 年度
欠格要件への該当性等 (右欄に○を記入)		・かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度実施要綱第 3 条第 6 号に掲げる欠格要件のいずれにも該当しません。 ・また、県から、同要件に該当しないことを確認するため、役員等名簿の情報提供を求められた場合は、直ちに応じることを誓約します。 ・さらに、同要綱第 9 条の規定に基づき、県から認証の取消しを受けた場合も、異議は一切申し立てません。			
担当者連絡 先	所 属			氏 名	
	郵便番号			T E L	
	所属所在地			E-mail	



認証第〇〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

かながわ脱炭素チャレンジャー 認 証 書

株式会社〇〇〇〇様

貴Xは、県内における事業活動において、
20XX年までの脱炭素化に果敢に挑戦
していく者として認められますので、こ
こに、「かながわ脱炭素チャレンジャー」
として認証します。

認証の有効期間
令和0年0月00日から令和0年0月00日

神奈川県知事 志田祐治

 神奈川県

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証変更届出書

年 月 日

神奈川県知事 様

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者役職・氏名

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度実施要綱第 7 条の規定により、次のとおり届け出ます。

認証書交付年月日等		認証書 交付年月日	年 月 日	認証番号	第 号
変更事項 (該当する項目の変更前後の内容を記入)		変更前		変更後	
		氏名又は名称			
		住所又は主たる事務所の所在地			
変更の理由					
担当者 連絡先	所 属			氏 名	
	郵便番号			T E L	
	所属所在地			E-mail	

備考：変更内容が分かる書類を添付してください。

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証取下げ書

年 月 日

神奈川県知事 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度実施要綱第 8 条の規定により、次のとおり届け出ます。

認証書交付年月日等		認証書 交付年月日	年 月 日	認証番号	第 号
取下げ 理由 (該当する 項目の具体的理由を 記入)	認証に係る中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に記載された計画を中止したとき又は当該計画書に記載された事業を廃止若しくは休止したとき				
	かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度実施要綱第 3 条に規定する要件を満たさなくなったとき				
担当者 連絡先	所 属			氏 名	
	郵便番号			T E L	
	所属所在地			E-mail	